

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

京都市長 松井孝治

京都市規則第60号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第5条の5中「第8条の2第3項」を「第8条の2第2項、第8条の3第3項」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「第18号」を「第19号」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 炉・^{ちゅう}厨房設備・風呂釜・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生じる設備・放電加工機
設置届出書（第7号様式）

第12条中「第56条第19号」を「第56条第20号」に改める。

第18条の2の次に次の1条を加える。

(火災に関する注意報)

第18条の3 条例第29条の2第1項に規定する別に定める基準は、本市の区域を対象として、乾燥注意報（気象業務法施行令第4条第1項に規定する気象注意報（以下「気象注意報」という。）のうち、空気の乾燥によって災害が起こるおそれがある場合に、気象庁がその旨を注意して行うものをいう。以下同じ。）が引き続き4日以上行われていることとする。

2 市長は、条例第29条の2第1項の規定により火災に関する注意報（以下「火災注意報」という。）を発した日の翌日以後の日の午前5時の時点において乾燥注意報が行われていない場合には、火災注意報を解除するものとする。

第19条第1項各号列記以外の部分中「火災予防上」を「火災の予防上」に、「一に掲げるもの」を「いずれにも該当する場合」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 本市の区域を対象として、乾燥注意報が引き続き5日以上行われていること。
- (2) 本市の区域を対象として、強風注意報（気象注意報のうち、強風によって災害が起こるおそれがある場合に、気象庁がその旨を注意して行うものをいう。以下同じ。）が行われていること。

第19条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の場合に該当することにより火災警報を発した場合において、乾燥注意報又は強風注意報が解除されたときは、火災警報を解除するものとする。

第4号様式の3（第1面）中「ふろがま」を「風呂釜」に、

「

| | | | | |
|-------|----------------------------|--|--|---|
| サウナ設備 | <input type="checkbox"/> 適 | | | を |
| | <input type="checkbox"/> 否 | | | |

」

「

| | | | | |
|---------|----------------------------|--|--|---|
| 簡易サウナ設備 | <input type="checkbox"/> 適 | | | に |
| | <input type="checkbox"/> 否 | | | |
| 一般サウナ設備 | <input type="checkbox"/> 適 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 否 | | | |

」

改める。

「

第7号様式注以外の部分中 炉・^{ちゅう}厨房設備・風呂釜・温風暖房機
ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備 設置届出書 を
ヒートポンプ冷暖房機・火花を生じる設備・放電加工機

」

「

炉・^{ちゅう}厨房設備・風呂釜・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備 設置届出書 に改める。
ヒートポンプ冷暖房機・火花を生じる設備・放電加工機

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年3月31日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市火災予防規則（以下「改正後の規則」という。）第1

9条第2項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発せられた消防法第22条第3項の規定による火災に関する警報について適用する。

(経過措置)

3 改正後の規則第18条の3第1項及び第19条第1項第1号に規定する期間は、施行日から起算する。

(消防局予防部予防課及び指導課)